家具転倒防止器具無償支給、一世帯一回限りで受付中ご家庭でできる地震対策として、ぜひお申し込みを。問合せ安全安心まちづくり課防災係☎551・1638

2月の納税のお知らせ

2月は固定資産税・都市計画税（第4期）、国民健康保険税（第8期）、介護保険料（第8期）、後期高齢者医療保険料（第8期）の納期です。2月29日㈬までに納めてください。口座振替は2月29日㈬の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。

問合せ収納課☎551・1578

安全安心まちづくり

◆平成23年（1月～12月）の犯罪発生状況

平成23年の犯罪発生状況が福生警察署により表のとおり公表されました。

■市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況（平成23年）

	面積(㎢)	空き巣狙い	前年比	ひったくり	前年比
本町	0.16	1	+1	1	0
志茂	0.28	4	+4	0	−1
牛浜	0.23	1	0	0	−2
武蔵野台	0.49	1	+1	1	−1
福生	1.80	4	+1	1	−4
熊川	2.57	12	+5	5	−2
北田園	0.32	0	−3	0	0
南田園	0.41	5	+2	0	0
加美平	0.61	2	−1	0	−2
東町	0.05	0	0	0	−1
合計	6.92	30	+10	8	−13
平成22年		20		21	

昨年は、一昨年と比較して、空き巣狙いの発生件数が1・5倍と大幅に増加してしまいましたが、ひったくりの発生件数は約三分の一に減少しました。

空き巣狙いやひったくりは、一人ひとりの心掛けで防ぐことのできる犯罪です。「自分の安全は、自分が守る」という防犯意識をもち、被害にあわないように注意しましょう。

問合せ安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691、福生警察署生活安全課防犯係☎551・0110

防炎製品を使用しましょう

防炎製品は、小さな火に接しても着火しにくく、燃え広がるのを防ぎます。

一般の家庭に防炎製品が普及すれば、ガスコンロの火が袖口に燃えうつるのを防ぐ等、火災による被害の軽減ができます。なお、防炎製品を購入する場合は、「防炎製品ラベル」を目印に購入してください。

問合せ㈶日本防炎協会広報室☎03・3246・1661、福生消防署予防課☎552・0119

★★★まちの話題★★★

応急救護活動に対する消防署長感謝状の贈呈について

福生消防署（小泉明弘署長）は、昨年12月20日㈫、JR青梅線牛浜駅ホームの線路内で発生した転落事故で、救急隊到着前に応急救護等を実施した方に対し、消防署長感謝状を贈呈しました。

【感謝状受賞者】山下真夏さん（福生市在住）、黒柳真吾さん（福生三中教諭）、田島尚さん（福生三中教諭）、栗本裕崇さん（豊島区在住）

※福生消防署では、一緒に活動をして名前を告げずに立ち去られた男性を捜しています。

問合せ福生消防署予防課☎552・0119

火葬費等助成交付申請はお済みですか

福生市に住民登録または外国人登録をしている方が死亡したときや、死産があったときは火葬（瑞穂斎場を使用した者を除く）及び霊きゅう車に要する経費の一部を助成しています。

申請が済んでいない方は市役所に来庁し、申請の有無を確認のうえ、申請してください。

なお、電話での申請の有無のお問い合わせにつきましてはお答えできません。

※申請できる方は死亡届の届出人です。来庁される際には本人確認書類（運転免許証・保険証等）と印鑑をお持ちください。

問合せ総合窓口課☎551・1596

国保だより

◆国民健康保険税の納付額確認について

確定申告等に用いる国民健康保険税の納付額確認について、今まで電話等でもお伝えしていましたが、個人情報保護の観点から、今後はお伝えできなくなりました。納付額を確認されたい方は、保険年金課窓口で納付確認書をお渡しします。その際、身分証明書の提示をお願いします。※納税義務者と同世帯以外の方が来庁し、納付確認書を請求する場合は、納税義務者からの委任状（様式不問）が必要です。

◆保険税の納付は便利な口座振替をお勧めします

口座振替は支払いに行く手間が省け、納め忘れもなく、とても便利ですので、ぜひご利用ください。

申請は口座振替依頼書（はがき）で申し込むか、取り扱い金融機関で手続きをしてください。なお、取り扱い金融機関で申し込まれる際は、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印をお持ちください。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1640

確定申告・住民税（市・都民税）の申告はお早めに！

問合せ（所得税の確定申告）青梅税務署☎0428・22・3185
（市・都民税の申告）市役所課税課市民税係☎551・1610

▼所得税（国税）の確定申告の日程・会場等

受付日			受付時間	税務署員	税理士会	市職員	会場
2月	①	1日㈬～3日㈮	午前9時～11時、午後1時～4時			○	市役所第一棟2階会議室
	②	6日㈪～9日㈭	午前9時30分～11時、午後1時～3時	◎	◎		
	③	10日㈮～15日㈬	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
	④	16日㈭～27日㈪	午前9時～10時30分、午後1時～3時※		◎		
	⑤	28日㈫・29日㈬	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
3月	⑥	1日㈭～15日㈭					

※年金・給与収入のみの申告は午前11時まで受け付けしています。

▼住民税（市・都民税）の申告の日程・会場等

受付日時 2月1日㈬～3月15日㈭午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで）
※日曜及び土曜日の正午～午後1時を除く
受付場所 市役所1階4番課税課窓口

注意事項◆初日は混雑します。会場の混雑具合により、早めに締め切る場合があります。
◆土・日・祝日は、確定申告の相談・受付は行なっていません。
◆給与・年金所得で確定申告する方は、①③⑤⑥の受付日をお勧めします。
◆給与・年金所得以外の所得で確定申告する方は、②④の受付日をお勧めします。
◆事業・不動産所得等の方は、②④の受付日に収支報告書を記入・作成し、お越しください。
◆初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②④の受付日、または青梅税務署へ必要書類を整え申告してください。
◆青梅税務署では1月4日から所得税の還付（医療費・住宅借入金等）の確定申告の相談・受付をしています。
◆医療費控除を申告する方は、必ず「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し、その合計金額をご記入ください。様式自由）を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。
◆次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。
・譲渡所得（土地・建物・株式等）や山林所得がある方（提出のみに限り、市の会場でも可能）
・事業所得（営業等・農業）または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
・繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方
・消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をされる方
◆収入がなかった方も住民税の申告が必要です。
◆遺族年金受給者は非課税ですが、住民税の申告をしてください。
◆失業保険は、課税対象外になります。

▼青梅税務署の特別開庁

相談・受付日	時間	会場
2月19日㈰	受付時間：午前8時30分～午後5時 相談時間：午前9時～午後5時	青梅税務署（ＪＲ河辺駅下車徒歩6分）
2月26日㈰		

▼青梅税務署員による近隣市町での申告受付

相談・受付日		受付時間	会場
2月	1日㈬	午前9時30分～11時、午後1時～3時	あきる野市中央公民館（3階集会室）、羽村市役所（東庁舎4階大会議室）
	2日㈭		
	3日㈮		
	8日㈬		瑞穂町民会館（ホール）
	9日㈭		
	10日㈮		あきる野市五日市出張所

交通災害共済「ちょこっと共済」に加入しましょう

平成24年度交通災害共済の受付を開始しています（出張受付の日程は広報ふっさ1月15日号をご覧ください）。

東京都の全市町村が共同で運営する「ちょこっと共済」は、住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故にあった時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。選べる2コース制です。

●会費は大人も子供も同額でAコース1,000円、Bコース500円です。

●4月1日現在、小・中学生の方（平成9年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた方）は、市が公費でBコースに加入します。また小・中学生の方は会費（500円）を追加することによりAコースへのコース変更ができます。

●共済期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日（ただし、年度途中の加入の場合には、加入日の翌日から平成25年3月31日までです）。なお、出張受付の会場に行くことができない方は、市内の金融機関（ゆうちょ銀行は除く）の窓口でも申込みができます。

また、市役所内の指定金融機関派出所でも受け付けます。加入申込書は市内金融機関、市役所総合窓口課に置いてあります。

問合せ総合窓口課☎551・1596

等級	交通災害の程度（交通災害を受けた日から1年以内の日数）	見舞金	
		Aコース（1,000円）	Bコース（500円）
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上の傷害	25万円	16万円
4等級	入院日数10日以上30日未満または実治療日数30日以上の傷害	9万円	6万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満の傷害	5万円	3万円
6等級	実治療日数10日未満の傷害	3万円	2万円

納税は　納期内で　元気な福生